明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇三）　一
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五二）　二

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委三八）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二五二）

〔官庁報告〕

国家試験
社会福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　六
社会福祉士試験委員の公告（同）
精神保健福祉士国家試験の施行（同）
精神保健福祉士試験委員の公告（同）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
平成二十九事業年度財務諸表（独立行政法人造幣局・国立研究開発法人土木研究所・国立研究開発法人建築研究所）、平成二十九年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算、平成二十九年度地方職員共済組合決算の要旨、工事一部完了（中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算人変更関係　一五
地方公共団体
特定空家等関係　一六
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第百三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信